

特定化学物質障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案
新旧対照条文 目次

○	特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）（抄）（第一条関係）	1
○	労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）（抄）（第二条関係）	10

○ 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）（抄）（第一条関係）

改 正 案	現 行
（定義等） 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一・二 （略） 三 特定第二類物質 第二類物質のうち、令別表第三第二号1、2、4から7まで、8の2、12、15、17、19の4、19の5、20、23、23の2、24、26、27、28から30まで、31の2、34、35及び36に掲げる物並びに別表第一第一号、第二号、第四号から第七号まで、第八号の二、第十二号、第十五号、第十七号、第十九号、第十九号の四、第十九号の五、第二十号、第二十三号、第二十三号の二、第二十四号、第二十六号、第二十七号、第二十八号から第三十号まで、第三十一号の二、第三十四号、第三十五号及び第三十六号に掲げる物をいう。 三の二・七 （略） 2・3 （略） （適用の除外） 第二条の二 この省令は、事業者が次の各号のいずれかに該当する業務に労働者を従事させる場合は、当該業務については、適用しない。 ただし、令別表第三第二号11の2、18の2、18の3、19の3、22の2から22の4まで若しくは23の2に掲げる物又は別表第一第十一号の二、第十八号の二、第十八号の三、第十九号の三、第二十二号	（定義等） 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一・二 （略） 三 特定第二類物質 第二類物質のうち、令別表第三第二号1、2、4から7まで、12、15、17、19の4、19の5、20、23、23の2、24、26、27、28から30まで、31の2、34、35及び36に掲げる物並びに別表第一第一号、第二号、第四号から第七号まで、第十二号、第十五号、第十七号、第十九号、第十九号の四、第十九号の五、第二十号、第二十三号、第二十三号の二、第二十四号、第二十六号、第二十七号、第二十八号から第三十号まで、第三十一号の二、第三十四号、第三十五号及び第三十六号に掲げる物をいう。 三の二・七 （略） 2・3 （略） （適用の除外） 第二条の二 この省令は、事業者が次の各号のいずれかに該当する業務に労働者を従事させる場合は、当該業務については、適用しない。

（傍線の部分は改正部分）

の二から第二十二号の四まで、第二十三号の二若しくは第三十七号（令別表第三第二号11の2、18の2、18の3、19の3又は22の2から22の4までに掲げる物を含むものに限る。）に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務に係る第四十四条及び第四十五条の規定の適用については、この限りでない。

一〇七 （略）

（ぼろ等の処理）

第十二条の二 事業者は、特定化学物質（クロロホルム等及びクロロホルム等以外のものであつて別表第一第三十七号に掲げる物を除く。第二十二条第一項、第二十二条の二第一項、第二十五条第二項及び第三項並びに第四十三条において同じ。）により汚染されたぼろ、紙くず等については、労働者が当該特定化学物質により汚染されることを防止するため、ふた又は栓をした不浸透性の容器に納めておく等の措置を講じなければならない。

（立入禁止措置）

第二十四条 事業者は、次の作業場には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

一 第一類物質又は第二類物質（クロロホルム等及びクロロホルム等以外のものであつて別表第一第三十七号に掲げる物を除く。第三十七条及び第三十八条の二において同じ。）を製造し、又は取り扱う作業場（臭化メチル等を用いて燻蒸^{くんそう}作業を行う作業場を除く。）

二 （略）

一〇七 （略）

（ぼろ等の処理）

第十二条の二 事業者は、特定化学物質（クロロホルム等及びクロロホルム等以外のものであつて別表第一第三十七号に掲げる物を除く。第二十二条第一項、第二十二条の二第一項、第二十五条第二項及び第三項、第四十三条並びに第四十四条において同じ。）により汚染されたぼろ、紙くず等については、労働者が当該特定化学物質により汚染されることを防止するため、ふた又は栓をした不浸透性の容器に納めておく等の措置を講じなければならない。

（立入禁止措置）

第二十四条 事業者は、次の作業場には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

一 第一類物質又は第二類物質（クロロホルム等及びクロロホルム等以外のものであつて別表第一第三十七号に掲げる物を除く。第三十七条から第三十八条の二までににおいて同じ。）を製造し、又は取り扱う作業場（臭化メチル等を用いて燻蒸^{くんそう}作業を行う作業場を除く。）

二 （略）

(測定及びその記録)
第三十六条 (略)

2 (略)

3 事業者は、前項の測定の記録のうち、令別表第三第一号1、2若しくは4から7までに掲げる物又は同表第二号3の2から6まで、8、8の2、11の2、12、13の2から15まで、18の2から19の5まで、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の2に掲げる物に係る測定の記録並びに同号11若しくは21に掲げる物又は別表第十一号若しくは第二十一号に掲げる物(以下「クロム酸等」というを。)製造する作業場及びクロム酸等を鉍石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る測定の記録については、三十年間保存するものとする。

4 (略)

(測定結果の評価)

第三十六条の二 事業者は、令別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物又は同表第二号1から3まで、3の3から7まで、8の2から11の2まで、13から25まで、27から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物に係る屋内作業場について、前条第一項又は法第六十五条第五項の規定による測定を行ったときは、その都度、速やかに、厚生労働大臣の定める作業環境評価基準に従つて、作業環境の管理の状態に応じ、第一管理区分、第二管理区分又は第三管理区分に区分することにより当該測定の結果の評価を行わなければならない。

2 (略)

(測定及びその記録)
第三十六条 (略)

2 (略)

3 事業者は、前項の測定の記録のうち、令別表第三第一号1、2若しくは4から7までに掲げる物又は同表第二号3の2から6まで、8、11の2、12、13の2から15まで、18の2から19の5まで、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の2に掲げる物に係る測定の記録並びに同号11若しくは21に掲げる物又は別表第十一号若しくは第二十一号に掲げる物(以下「クロム酸等」というを。)を製造する作業場及びクロム酸等を鉍石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る測定の記録については、三十年間保存するものとする。

4 (略)

(測定結果の評価)

第三十六条の二 事業者は、令別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物又は同表第二号1から3まで、3の3から7まで、9から11の2まで、13から25まで、27から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物に係る屋内作業場について、前条第一項又は法第六十五条第五項の規定による測定を行ったときは、その都度、速やかに、厚生労働大臣の定める作業環境評価基準に従つて、作業環境の管理の状態に応じ、第一管理区分、第二管理区分又は第三管理区分に区分することにより当該測定の結果の評価を行わなければならない。

2 (略)

3 事業者は、前項の評価の記録のうち、令別表第三第一号6若しくは7に掲げる物又は同表第二号3の3から6まで、8の2、11の2、13の2から15まで、18の2から19の5まで、22の2から22の5まで、23の2から24まで、27の2、29、30、31の2、33の2若しくは34の2に掲げる物に係る評価の記録並びにクロム酸等を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る評価の記録については、三十年間保存するものとする。

(洗浄設備)

第三十八条 事業者は、第一類物質又は第二類物質を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗たくのための設備を設けなければならない。

2 事業者は、労働者の身体が第一類物質又は第二類物質により汚染されたときは、速やかに、労働者に身体を洗浄させ、汚染を除去させなければならない。

3 労働者は、前項の身体の洗浄を命じられたときは、その身体を洗浄しなければならない。

(揭示)

第三十八条の三 事業者は、第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号3の2から6まで、8、8の2、11から12まで、13の2から15まで、18の2から19の5まで、21、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の2に掲げる物若しくは別表第一第三号の2から第六号まで、第八号、第八号の二、第十一号から第十二号まで、第十三号の二から第十五号まで、第十八号の二から第十九号の五

3 事業者は、前項の評価の記録のうち、令別表第三第一号6若しくは7に掲げる物又は同表第二号3の3から6まで、11の2、13の2から15まで、18の2から19の5まで、22の2から22の5まで、23の2から24まで、27の2、29、30、31の2、33の2若しくは34の2に掲げる物に係る評価の記録並びにクロム酸等を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る評価の記録については、三十年間保存するものとする。

(洗浄設備)

第三十八条 事業者は、第一類物質又は第二類物質を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗たくのための設備を設けなければならない。

(新設)

(新設)

(揭示)

第三十八条の三 事業者は、第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号3の2から6まで、8、11から12まで、13の2から15まで、18の2から19の5まで、21、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の2に掲げる物若しくは別表第一第三号の二から第六号まで、第八号、第十一号から第十二号まで、第十三号の二から第十五号まで、第十八号の二から第十九号の五まで、第二十一号、第

まで、第二十一号、第二十二号の二から第二十二号の五まで、第二十三号の二から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号の二、第二十九号、第三十号、第三十一号の二、第三十二号、第三十三号の二若しくは第三十四号の二に掲げる物（以下「特別管理物質」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。次条において同じ。）には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一〇四（略）

（一・三）プロパンスルトン等に係る措置

第三十八条の十九（略）

2 労働者は、事業者から前項第二十号の保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

（保護衣等）

第四十四条 事業者は、特定化学物質で皮膚に障害を与え、若しくは皮膚から吸収されることにより障害をおこすおそれのあるものを製造し、若しくは取り扱う作業又はこれらの周辺で行われる作業に従事する労働者に使用させるため、不透水性の保護衣、保護手袋及び保護長靴並びに塗布剤を備え付けなければならない。

2 事業者は、令別表第三第一号1、3、4、6若しくは7に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号1、3、4、6若しくは7に係るもの若しくは同表第二号1から3まで、4、8の2、9、11の2、16から18の3まで、19、19の3から20まで、22から22の4まで、23、23の2、25、27、28、30、31（ペンタクロルフエノール（別名

二十二号の二から第二十二号の五まで、第二十三号の二から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号の二、第二十九号、第三十号、第三十一号の二、第三十二号、第三十三号の二若しくは第三十四号の二に掲げる物（以下「特別管理物質」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。次条において同じ。）には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一〇四（略）

（一・三）プロパンスルトン等に係る措置

第三十八条の十九（略）

（新設）

（保護衣等）

第四十四条 事業者は、特定化学物質で皮膚に障害を与え、若しくは皮膚から吸収されることにより障害をおこすおそれのあるものを取り扱う作業又はこれらの周辺で行われる作業に従事する労働者に使用させるため、不透水性の保護衣、保護手袋及び保護長靴並びに塗布剤を備え付けなければならない。

（新設）

PCP)に限る。)、33(シクロペンタジエニルトリカルボニルマンガ
ン又はニメチルシクロペンタジエニルトリカルボニルマンガ
ンに限る。)、34若しくは36に掲げる物若しくは別表第一第一号か
ら第三号まで、第四号、第八号の二、第九号、第十一号の二、第十
六号から第十八号の三まで、第十九号、第十九号の三から第二十号
まで、第二十二号から第二十二号の四まで、第二十三号、第二十三
号の二、第二十五号、第二十七号、第二十八号、第三十号、第三十
一号(ペンタクロルフエノール(別名PCP)に係るものに限る。
)、第三十三号(シクロペンタジエニルトリカルボニルマンガ
ンはニメチルシクロペンタジエニルトリカルボニルマンガ
ンに限る。)、第三十四号若しくは第三十六号に掲げる物を製造
し、若しくは取り扱う作業又はこれらの周辺で行われる作業であつ
て、皮膚に障害を与え、又は皮膚から吸収されることにより障害を
おこすおそれがあるものに労働者を従事させるときは、当該労働者
に保護眼鏡並びに不透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用
させなければならない。

3| 労働者は、事業者から前項の保護具の使用を命じられたときは、
これを使用しなければならない。

別表第一(第二条、第二条の二、第五条、第十二条の二、第二十四条
、第二十五条、第二十七条、第三十六条、第三十八条の三、第三十
八条の七、第三十九条関係)

一〇八 (略)

八の二 オルトートルイジンを含有する製剤その他の物。ただし、
オルトートルイジンの含有量が重量の一パーセント以下のものを
除く。

九〇三十七 (略)

(新設)

別表第一(第二条、第二条の二、第五条、第十二条の二、第二十四条
、第二十五条、第二十七条、第三十六条、第三十八条の三、第三十
八条の七、第三十九条関係)

一〇八 (略)

(新設)

九〇三十七 (略)

別表第三（第三十九条関係）				
業務		期間	項目	
(一) (一) (略)		(略)	(略)	
(主)		六月		
オルトートルイジン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務			一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三 オルトートルイジンによる頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦怠感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査（頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦怠感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 四 頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦怠感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査（	

別表第三（第三十九条関係）			
（新設）	（一） （二） （略）	業務	項目
	（略）	期間	
	（略）		

(去) (一) (五) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(去) (一) (五) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(去) (一) (五) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(去) (一) (五) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(去) (一) (五) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(去) (一) (五) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(去) (一) (五) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(去) (一) (五) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(去) (一) (五) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(去) (一) (五) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

て含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	(七)(略)	別表第五（第三十九条関係） 一（略） 三の二 オルトトリルイジンを含有する製剤その他の物。ただし、オルトトリルイジンの含有量が重量のパーセント以下のものを除く。 四十六（略）
二 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査又は赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査（赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）	(略)	
	(六)(略)	別表第五（第三十九条関係） 一（新設） 四十六（略）

○ 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（皮膚障害等防止用の保護具） 第五百九十四条 事業者は、皮膚に障害を与える物を取り扱う業務又は有害物が皮膚から吸収され、若しくは侵入して、健康障害若しくは感染をおこすおそれのある業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具を備えなければならない。	（皮膚障害防止用の保護具） 第五百九十四条 事業者は、皮膚に障害を与える物を取り扱う業務又は有害物が皮膚から吸収され、若しくは侵入して、中毒若しくは感染をおこすおそれのある業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具を備えなければならない。